

新潟市機構集積協力金交付要綱

（目的）

第1条 地域の中心となる経営体の確保及び農地集積・集約化を推進することにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業を実現することを目的とする。

本事業の実施にあたっては、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）（以下「国要綱」という。）、新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 本要綱に用いる用語の定義は、国要綱別表1のとおりとする。

（事業実施地域）

第3条 本事業の対象農地は、農業振興地域内の農地とする。

（交付の対象等）

第4条 市長は、別記1及び2に掲げる事業について予算の範囲内で機構集積協力金を交付するものとする。

（交付申請及び実績報告）

第5条 この事業による協力金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる各号のいずれかにより市長に申請するものとする。

（1）別記1の地域集積協力金交付事業については、交付を受けようとする年度の2月末までに、機構集積協力金交付申請書及び実績報告書（地域集積協力金）（別記様式第1号）により申請するものとする。

（2）別記2の集約化奨励金交付事業については、交付を受けようとする年度の2月末までに、集約化奨励金交付申請書及び実績報告書（別記様式第2号）により申請するものとする。

（交付決定及び確定）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、審査の上、交付又は不交付を決定し、機構集積協力金交付決定及び額の確定通知書（別記様式第3号）又は機構集積協力金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付金の返還)

第7条 市長は、集約化奨励金交付事業による交付金を受けたものにあつては国要綱別記2第6の5に定める返還事由に該当する場合は、機構集積協力金交付決定取消通知書及び協力金返還命令書（別記様式第5号）により通知し、機構集積協力金の全部又は一部を返還させるものとする。

(農地の集積・集約化に係る補助金の取扱い)

第8条 別表1に掲げる農地の集積・集約化に係る補助金の交付対象農地について、当該補助金の交付要件である利用権設定期間内に当該利用権（白紙委任契約）を解除した上で機構に貸し付けた場合であっても、次の各号のいずれかの要件を満たせば補助金の返還を要しないこととする。

- (1) 補助金の交付対象となった利用権等が、農地所有者と耕作者との間で合意解約され、かつ農地所有者が、補助金の交付要件を満たす残存期間以上の間、当該農地を機構に対し貸し付けること。
- (2) 補助金の交付対象となった利用権等が、農地所有者と耕作者との間から農地所有者と機構の間に移転されること。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

(別表1)

事業（補助金）名
新潟市農地集積協力金（（改正前）新潟市農地集積協力金交付要綱（平成24年4月6日施行、平成26年5月19日改正））
新潟市機構集積協力金 （新潟市機構集積協力金交付要綱（平成26年5月19日改正））

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月15日より施行する。

附則

この要綱は、令和3年8月12日より施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月10日より施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月31日より施行し、令和5年2月28日から適用する。

附則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 8 日より施行し、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

附則

1. この要綱は、令和 6 年 6 月 2 5 日より施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
2. 改正後のこの要綱の適用日前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附則

1. この要綱は、令和 7 年 6 月 2 6 日より施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
2. 改正後のこの要綱の適用日前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

(別記 1)

地域集積協力金交付事業

第 1 事業の内容

国要綱第 3 の 2 の (1) の規定を準用する。

第 2 交付対象地域

国要綱別記 2 第 5 の 1 及び 2 の規定を準用する。

この場合において、同要綱別記 2 第 5 の 1 中「同一市町村内」とあるのは「新潟市内」と、同要綱別記 2 第 5 の 2 中「市町村」とあるのは「新潟市」と、「都道府県」とあるのは「県」と読み替えるものとする。

第 3 交付要件及び交付単価

国要綱別記 2 第 5 の 3 の規定を準用する。

第 4 交付額

国要綱別記 2 第 5 の 4 の規定を準用する。

(別記 2)

集約化奨励金交付事業

第 1 事業の内容

国要綱第 3 の 2 の (2) の規定を準用する。

第 2 交付対象地域

別記 1 第 2 の規定を準用する。

第 3 交付要件及び交付単価

国要綱別記 2 第 6 の 2 の規定を準用する。

第 4 交付額

国要綱別記 2 第 6 の 3 の規定を準用する。

機構集積協力金交付申請書及び実績報告書(地域集積協力金)

(宛先)新潟市長

地域集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日		年	月	日
交付申請者欄	フリガナ					
	氏名					
	住所	(〒 —)				
		都道府県				市区町村
電話	— — —		FAX	— — —		

※ 振込先通帳の写しを添付してください。

(1) 交付申請面積および交付申請金額

所 在	地 番	地 目	面 積	機構への貸付年月日
			m ²	
			m ²	
			m ²	
			m ²	
交付申請面積(合計面積)			a	

- ※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
- ※ 各筆毎の面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 機構への貸付年月日は、農用地利用集積計画の公告日等を記入してください。

地域名	地域の全農地面積
	a

- ※ 地域の全農地面積はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 地域の外縁が明確に分かる図面を添付してください。

交付申請金額	円
--------	---

機構の活用率に応じた単価

- 【一般地域】
80%超 28,000円/10a
- 【中山間地域】
60%超80%以下 28,000円/10a
80%超 34,000円/10a

(2) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	☐ 同意する
----------------------------	-------------------------------

集約化奨励金交付申請書及び実績報告書

(宛先)新潟市長

集約化奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日		年	月	日
交付申請者欄	フリガナ					
	氏名					
	住所	(〒)				
		都道府県				市区町村
電話	— —		FAX	— —		

※ 振込先通帳の写しを添付してください。

(1) 交付申請面積および交付申請金額

所 在	地 番	地 目	面 積	機構からの転貸年月日
			m ²	
			m ²	
			m ²	
			m ²	
交付申請面積(合計面積)			a	

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

※ 各筆毎の面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。

※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。

※ 機構からの転貸年月日は、農用地利用配分計画の公告日等を記入してください。

地域名	地域の全農地面積
	a

※ 地域の全農地面積はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。

※ 地域の外縁が明確に分かる図面を添付してください。

交付単価表

交付申請金額	円
--------	---

	地域の団地面積の割合	地域の1団地当たりの平均面積	交付単価 (農作業受託)
区分1	10ポイント以上増加		1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	20ポイント以上増加	1.5倍以上増加	3.0万円/10a (1.5万円/10a)

(2) 成果目標 (取り組む項目1つにチェック)

成果目標の内容	チェック欄
1 販売額又は所得額の10%以上の増加	
2 生産コストの10%以上の削減	
3 ほ場作業時間の10%以上の削減	

※チェックした成果目標の根拠資料を添付してください

(3) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	☐ 同意する
----------------------------	-------------------------------

新潟市機構集積協力金交付決定及び額の確定通知書

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請のあった新潟市機構集積協力金事業については、次のとおり交付の決定及び額の確定をしたので通知します。

記

1 交付決定額及び確定額 金 円

2 交付条件

下記に該当することになったときは、その旨を遅滞なく届けて下さい。
交付した協力金を返還していただきます。

- ・集約化奨励金の交付を受けた者が、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 第 6 の 5 に定める返還事由に該当する場合

新潟市機構集積協力金不交付決定通知書

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請のあった新潟市機構集積協力金事業については、次のとおり不交付の決定をしたので通知します。

記

1 理 由

新潟市機構集積協力金交付決定取消通知書及び協力金返還命令書

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付け新 第 号により交付決定をした新潟市機構集積協力金事業については、下記により交付決定を取り消すことに決定しましたので通知します。

なお、これに伴い、次のとおり補助金の返還を命じます。

記

- 1 理 由
- 2 交付決定額及び確定額 金 円
- 3 交付決定取消額（返還額） 金 円
- 4 返還期日 年 月 日